

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、地方独立行政法人北海道立総合研究機構中期目標を次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>）から閲覧することができる。

平成26年10月3日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 地方独立行政法人北海道立総合研究機構中期目標

平成22年4月、道は、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、調査、普及、技術開発、技術支援等を行い、道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与することを目的として、道立の22の試験研究機関を統合し、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「法人」という。）を設立した。

その後、法人は、総合力を生かし、各分野の特性に応じた研究や分野横断的な研究、更には企業等への技術支援に積極的に取り組むとともに、企業、大学、金融機関等と包括的な連携協定を結び、連携強化の基盤づくりを行ってきた。

こうした中、グローバル化の一層の進展や人口減少・高齢化の進行、食料・環境・エネルギーの分野における問題の深刻化など、北海道を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、法人には、これまで培ってきた技術・知見を複合的に活用するとともに、未来につなげる先見性を持って、道民生活や産業の現場で利活用される価値の高い研究開発に取り組み、これまで以上に道民生活の向上や道内産業の振興に貢献することが求められている。

第二期中期目標期間においては、法人は、これまでの運営実績を踏まえて、地域や企業等のニーズを的確に捉え、道内産業の持つ技術の基本価値や行政施策の有効性を高める基盤技術の研究を実施するとともに、これを具体的な製品や施策に結び付ける実用化推進の取組を進めるなど、研究資源を効果的・効率的に活用しながら、総合力を生かした研究開発及び技術支援を更に推し進め、その成果を道民に還元していく必要がある。

このため、道としては、法人が、幅広い領域における研究、技術支援等の推進に当たり、理事長のマネジメントの下、自律的、効果的な運営、職員の意欲を生かす人材登用、外部との連携の強化等による組織の活性化を図りながら、総合力を発揮することにより、北海道の試験研究機関としての役割を果たしていくことができるよう、中期目標を定める。

第 1 中期目標の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とする。

第 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 研究の推進及び成果の普及・活用

道民のニーズに迅速かつ的確に対応するため、法人の有する研究資源を有効に活用し、基盤的な研究、実用化を推進する研究等を実施する。

また、新北海道科学技術振興戦略をはじめ道の施策等を踏まえ、選択と集中の観点に立って、研究の重点化や外部との連携を推進し、将来を見据えた研究を戦略的に展開する。

更に、研究課題の設定や評価を適切に行い、評価結果を反映させながら研究を推進するとともに、研究成果や知見が道民の暮らしや産業の現場で有効に活用されるよう積極的な普及に努める。

なお、研究の推進に当たっては、公募型の研究や共同研究などの実施により外部資金の獲得に努める。

(1) 研究ニーズへの対応

道民、企業、行政機関等から、様々な機会を活用し、幅広くニーズを収集し、研究課題の選定と実施について、迅速かつ的確に対応する。

(2) 研究の推進

ア 基盤的な研究、実用化を推進する研究等の実施

道内の行政や産業、地域のニーズに対応し、技術力の維持・向上や環境保全等に必要な基盤的な研究、具体的な製品や施策に結び付けていく実用化を推進する研究等を実施するとともに、新たな技術開発やシステム開発につながる先導的な研究に取り組む。

イ 研究の重点化及び推進方向

道の重点施策等を踏まえ、法人が有する研究資源を有効に活用するとともに、その重点化と適切な配分を行いながら、法人内はもとより、企業、大学、国等の研究機関及び行政機関との緊密な連携の下、研究の戦略的な展開を図る。

研究の重点化に当たっては、北海道を取り巻く状況等を踏まえ、食産業の振興や食料の安定供給など北海道の特性を生かした経済の活性化、資源の循環的利用など環境と産業・生活が調和した安全で持続可能な地域社会の構築等の観点から研究の重点化を図り、総合力を発揮して研究開発に取り組む。

また、各研究分野の特性を生かし、農業、水産、森林、産業技術、環境・地質及び建築の各分野の研究を推進する。

なお、研究の推進方向は、別紙のとおりとする。

ウ 外部資金を活用した研究の推進

企業、大学、国等の研究機関及び行政機関との連携を図り、公募型の研究、法人と企業等の技術や知見を活用した研究、企業等からの依頼による研究を積極的かつ柔軟に実施する。

この項目については、数値目標を設定して取り組む。

### (3) 研究評価の有効活用

法人の内部における点検評価及び外部有識者による幅広い観点からの評価を行い、その結果を研究課題の設定や研究の実施、進捗状況の管理、研究成果の活用等に反映させる。

### (4) 研究成果の活用の促進

産業振興や地域課題の解決に向けて、研究成果や知見が一層活用されるよう、積極的な普及に取り組む。

取組を進めるに当たっては、広報業務のみならず、日常的な研究活動における産業界、行政機関、他の研究機関等との連携交流や、幅広い技術支援の取組など、様々な機会を活用する。

この項目については、数値目標を設定して取り組む。

## 2 知的財産の活用

新しい技術、重要な知見及び優良品種について、適切に特許等の出願及び管理を行う。

また、企業等に対する実施許諾の促進に積極的に取り組む、法人の知的財産として有効に活用する。

この項目については、数値目標を設定して取り組む。

## 3 総合的な技術支援の推進

企業等の技術開発や製品開発等を総合的に支援するとともに、地域産業の担い手の育成に取り組む。

取組に当たっては、研究成果や知見をより幅広く普及し、活用を促進する機会として、また、地域や企業等のニーズを研究内容に反映させる機会として、技術支援を一層効果的に進める。

### (1) 技術相談及び技術指導等の実施

地域や企業等に対して、分野横断的な連携や外部との連携を図るなどして、幅広い観点から技術的な相談や指導を行う。

また、利用の一層の拡大に向けて情報発信等に取り組むとともに、利用者の要望に応じた機動的なサービスの提供を行う。

この項目については、数値目標を設定して取り組む。

### (2) 依頼試験等の実施及び設備等の提供

企業等からの依頼により、試験、分析、測定等を迅速かつ的確に実施するとともに、試験機器等の設備及び施設を開放し、企業等の研究開発に必要な支援を行う。

また、利用の一層の拡大に向けて情報発信等に取り組むとともに、利便性の向上を図る。

この項目については、数値目標を設定して取り組む。

### (3) 地域産業の担い手の育成

新しい知見や必要な技術を伝え、企業等の技術者や地域産業の担い手の育成を支援する。

## 4 連携の充実強化

研究ニーズの把握や研究の推進、研究成果の幅広い普及等を的確に行うた

め、産業界、大学等の研究・教育機関、国、道及び市町村の行政機関、金融機関等との連携を一層強化する。

取組を進めるに当たっては、北大北キャンパス隣に法人が有する北海道総合研究プラザをこれらの機関との連携交流の場として効果的に活用するとともに、地域での連携交流の機会を一層充実する。

この項目については、数値目標を設定して取り組む。

## 5 広報機能の強化

報道機関への積極的な情報提供を含め、多様な手段を用いて分かりやすい広報を行い、法人の活動に関する情報を広く道民に伝えるとともに、研究成果や知見を幅広く普及し、一層活用が図られるよう、戦略的に広報活動を展開する。

取組を進めるに当たっては、広報活動を、研究成果の普及のほか、研究ニーズの把握にも活用するなど、道民や企業等との双方向のコミュニケーションに留意する。

この項目については、数値目標を設定して取り組む。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

### 1 業務運営の基本的事項

設立の目的や中期目標の達成に向け、選択と集中の観点に立って、社会経済情勢の変化に対応した研究の重点化等を図り、予算や人員配置の弾力的な運用による戦略的な資源配分を行うなど、効果的・効率的な業務運営を行う。

### 2 組織体制の改善

道の施策や社会情勢の変化を踏まえ、業務の実施状況、拠点の在り方等を的確に検討し、効果的・効率的な運営を行う観点から、中長期的な視点に立って、組織の見直しを行う。

### 3 業務の適切な見直し

#### (1) 事務処理の改善

業務内容を不断に見直し、事務処理の効率化を進める。

#### (2) 道民意見の把握及び業務運営の改善

法人の活動に関して、道民、市町村、関係団体等から幅広く意見を把握し、業務運営の改善に反映する。

### 4 人事の改善

#### (1) 人事制度の改善及び職員の能力の向上

柔軟な人事制度により職員人事の活性化を進めるとともに、公正かつ適正な人事評価や職員表彰の実施などにより職員の意欲と能力の向上を図り、研究の質を高める。

#### (2) 人材の確保及び育成

優秀な人材の確保に努めるとともに、研修の充実などにより、計画的に人材の育成に取り組む。

また、組織、研究等のマネジメントや外部とのコーディネートを担うことができる人材を育成する。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

## 1 財務の基本的事項

透明性の高い経営に努め、財務運営の効率化を図る。

取組を進めるに当たっては、運営費交付金を充当して行う業務に係る経費（研究関連経費を除く。）を少なくとも前年度比1%縮減する。

なお、運営費交付金については、少なくとも平成26年度比5%縮減を計画的に行う。

## 2 多様な財源の確保

外部資金その他の収入を確保する取組を進め、財務の安定化を図る。

## 3 経費の効率的な執行

経費の執行について不断に点検するとともに、職員のコスト意識を醸成し、経費の効率的な執行を図る。

## 4 資産の管理

資産を適切に管理するとともに、効率的な活用を図る。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 施設及び設備の整備及び活用

施設及び設備の適切な維持管理や効果的な活用により、施設の長寿命化を図るとともに、管理運営に関するコストの縮減に努める。

また、中長期的な視点に立って、施設の改廃を含め計画的な整備に取り組む。

### 2 コンプライアンスの徹底

役職員は、業務執行に当たり、中立性及び公平性を確保するなど、コンプライアンスを徹底する。

### 3 安全管理

職員の安全な労働環境の確保に配慮するとともに、事故等の未然防止及び来場者の安全確保に万全を期するよう取り組む。

### 4 情報セキュリティ管理

個人情報や企業情報等の職務上知り得た秘密事項について、漏えいの防止等の適切な管理を行う。

### 5 社会への貢献

子どもの科学技術に対する理解の促進、国や道が実施する国際協力事業への参画等を通じて社会貢献に取り組む。

### 6 災害等の対応

災害及び事故が発生し、対応が必要な場合は、調査の実施、道や市町村への技術的な協力等の支援を迅速かつ的確に実施する。

### 7 情報公開

道民に開かれた試験研究機関として、積極的な情報の公開及び提供を行い、道民に対する説明責任を果たす。

### 8 環境への配慮

業務運営に際しては、環境への配慮に努める。

(別紙)

## 研究の推進方向

研究の推進に当たっては、道の総合計画をはじめ、新北海道科学技術振興戦略、各研究分野に関連する条例等の趣旨を踏まえ、これまでの研究成果や専門性などを生かし、次により研究を推進するとともに、総合力を発揮して分野横断的な研究を推進するなど、重点化を図りながら戦略的に取り組む。

### 1 農業に関する研究の推進方向

#### (1) 豊かな食生活を支える農業及び食関連産業の振興

我が国最大の食料供給地域として、食料自給率の向上に寄与するとともに、消費者と食関連産業のニーズに応える安全で良質な農産物を安定的に供給していくため、生産性や品質の向上に向けた技術開発のほか、このために不可欠な先端的・基盤的技術の開発を推進する。

#### (2) 環境と調和した持続的農業の推進

北海道の豊かな自然環境と調和した農業生産を進め、消費者のニーズに応えるため、クリーン農業や有機農業、環境負荷低減の取組等による持続的な農業生産技術の開発を推進する。

#### (3) 地域の特色を生かした農業・農村の振興

地域の特色を生かした農業・農村の振興を図るため、気象・土壌条件や地理的・社会的条件に応じた地域の諸課題を解決するための試験研究や技術開発を推進する。

### 2 水産に関する研究の推進方向

#### (1) 地域を支える漁業の振興

我が国最大の漁業生産拠点である北海道の基幹産業として、水産業を将来にわたって維持し、活力のある地域づくりを進めるため、水産資源の動向や環境をモニタリングするとともに、地域の特性を生かした資源管理や増養殖に関する試験研究や技術開発を推進する。

#### (2) 水産物の安全性の確保及び高度利用の推進

道産水産物の安全性を確保し、品質に対する評価を高めるとともに、限られた資源の有効利用を図るため、地域の水産物の品質管理や付加価値の向上、未利用資源の有効利用等に関する試験研究や技術開発を推進する。

#### (3) 自然との共生を目指した水産業の振興

北海道の豊かな自然環境との共生を目指した水産業の振興を図るため、海域及び内水面の環境評価、海況変動の予測、水域生態系の保全等に関する調査研究を推進する。

### 3 森林に関する研究の推進方向

#### (1) 地域の特性に応じた森林づくり及びみどり環境の充実

森林に対する道民の多様な要請に応えるため、森林の多面的機能の持続的な発揮、生物多様性の保全、身近なみどり環境の充実、道民の森林づくり活

動の支援等に向けた試験研究や技術開発を推進する。

(2) 林業の健全な発展及び森林資源の循環利用の推進

森林資源の循環利用を進めるため、持続的な林業経営の推進、優良種苗の安定供給をはじめとした造林・育林技術の向上、森林資源の充実と高度利用、森林バイオマスの総合利用の推進等に向けた試験研究や技術開発を推進する。

(3) 技術力の向上による木材関連産業の振興

道内木材関連産業の競争力を強化するため、多様なニーズに対応した道産木材・木製品・特用林産物の高付加価値化、木材加工技術や生産・流通システムの高度化等に向けた試験研究や技術開発を推進する。

4 産業技術に関する研究の推進方向

(1) 持続可能な地域づくりを支える産業の振興

個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりに貢献するため、「地域のものづくり力」の向上によるものづくり産業の競争力強化とともに、成長が期待される産業や低炭素・循環型社会の実現に寄与する産業の育成に資する試験研究や技術開発を推進する。

(2) 成長力を持った力強い食関連産業の振興

食関連産業を一層競争力を持った力強いものに発展させるため、北海道の品質の高い豊富な農林水産物を生かし、市場ニーズ等に対応した食品の高付加価値化や食品の安全性、品質の維持向上に関する研究開発及びこれを支える生産機械、システムの試験研究や技術開発を推進する。

5 環境及び地質に関する研究の推進方向

生活・産業基盤を支える環境の保全、災害の防止及び地質資源の活用

道民の生活や産業の基盤を支える北海道の良好な環境の保全や災害の防止、地質資源の活用を図るため、広域的視野に立った地域環境の保全、生物多様性の保全、地球環境の保全、循環型社会の形成、災害の発生の要因分析及び被害の軽減、地質資源の活用等に関する研究を推進する。

6 建築に関する研究の推進方向

暮らし・地域・環境を育む建築・まちづくりの推進

持続可能な地域社会の構築に向けて、環境負荷の低減や地域資源の活用などを視野に入れ、安全で快適な建築・まちづくりに関する研究開発を推進する。